



登録・証明

登録と証明

各種登録・証明手数料

問 市民課 市民係 ☎43-7042

窓口で本人確認を行っていますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

項目		手数料	市役所市民課	比内・田代総合支所	出張所	市民サービスセンター
戸籍	戸籍の届け出	無料	○	○	×	×
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通	450円	○	○	○
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)					
	戸籍一部事項証明書					
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通	750円	○	○	○
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)					
	除籍一部事項証明書					
	戸籍記載事項証明書	証明事項1件	350円	○	○	○
	除籍記載事項証明書	証明事項1件	450円	○	○	○
	改製原戸籍(謄本・抄本)	1通	750円	○	○	○
	死亡診断書の写し	1通	350円	○	○	△
	届書受理証明書(一般紙)	1通	350円	○	○	△
	届書受理証明書(上質紙)	1通	1,400円	○	×	×
	身分証明書	1通	200円	○	○	○
	戸籍電子証明書提供用識別符号	1件	400円	○	○	○
	除籍電子証明書提供用識別符号	1件	700円	○	○	○
住民基本台帳	住民異動の届け出	無料	○	○	×	×
	外国人のかたの住民異動の届け出 ※1	無料	○	×	×	×
	住民票の写し(世帯・個人)	1通	200円	○	○	○
	消除された住民票の写し	1通	200円	○	○	○
	広域交付住民票の写し	1通	200円	○	○	×
	住民票記載事項証明書	1通	200円	○	○	○
	戸籍附票の写し(全部証明・一部証明)	1通	200円	○	○	○
	改製・消除された戸籍附票の写し	1通	200円	○	○	△
	年金現況証明	1通	200円 ※2	○	○	○
	特別永住者証明書の更新等	無料	○	×	×	×
印鑑登録	印鑑登録証明書	1通	200円	○	○	○
	印鑑登録(登録証の交付)	1件	300円	○	○	×
	印鑑登録証または印鑑の亡失による再登録	1件	800円	○	○	×
自動車の臨時運行許可証		1件	750円	○	○	×
マイナンバーカード再交付		800円		○	×	×
電子証明書の登録(マイナンバーカードの再交付を伴う場合)		200円		○	×	×
電子証明書の登録(マイナンバーカードの再交付を伴わない場合)		無料		○	○	×
国民健康保険 資格異動の受付、被保険者証の交付等		無料		○	○	×
埋火葬業務 埋火葬許可、斎場使用許可等		無料 ※3		○	○	×

○取り扱い可 △取り扱い可(ただし、月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時15分) ×取り扱い不可
(広告) _____

不動産登記(相続・売買)
商業登記(会社設立・変更)

親切、丁寧な対応を
心がけていますので、
どうぞお気軽にご相談ください。

司法書士
柳沢吉夫事務所

大館市字裏町17番地



☎0186-57-8311



大館市
フォトギャラリー



- ※1 外国人のかたの住民異動の届け出・申請は、市民課のみでの取り扱いになります。
- ※2 年金現況証明のうち、加給年金および郵便局や民間の年金の証明は有料です。公的年金分の証明(付加年金については有料です)は無料です。
- ※3 本市に住民登録されていないかたの斎場使用料は有料です。

各種登録・証明発行の窓口受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです(市民サービスセンターを除く)。

市民サービスセンター

場所・取扱時間

いとく大館ショッピングセンター 1階北側 ☎43-7088
月曜日～金曜日 午前9時～午後7時(一部業務は午後5時15分まで)
土曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

取り扱い業務

- 住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書等の交付
- 市税等の収納業務 ●税証明の交付

証明書のコンビニ交付について

マイナンバーカードをお持ちのかたは、各種証明書のコンビニ交付サービスを利用することができます。手数料が100円お得になりますのでぜひご利用ください。

ただし、次の場合はご利用できません。

- マイナンバーカードを受け取った当日
 - マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されていない場合
 - 印鑑登録、再登録をした当日(印鑑証明書のみ)
- 転入、転居などの引っ越しの届け出や、出生、婚姻などの戸籍の届け出をされた場合は、証明書が発行できるようになるまでに数日かかる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどのコンビニエンスストアのほか、マルチコピー機設置店舗。

取り扱い時間、証明書

- 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)
 - 住民票の写し(世帯、個人)
 - 住民票記載事項証明書(全部、一部)
 - 印鑑登録証明書
 - 所得課税証明書
- 午前9時～午後5時15分(12月29日～1月3日および土日祝日を除く)
 - 戸籍全部事項証明書(謄本)
 - 戸籍個人事項証明書(抄本)
 - 戸籍の附票の写し(全部、個人)

※システムメンテナンスなどで利用できないことがあります。
※本籍地が本市以外のかたは、本籍地市区町村がコンビニ交付に対応している場合のみ戸籍証明書の交付申請ができます(事前に「戸籍証明書の利用登録申請」が必要です)。
コンビニ交付について、利用できる店舗や操作方法などを詳しく知りたいかたは、コンビニ交付情報サイトをご覧ください。

戸籍

赤ちゃんが生まれたとき

出生届

生まれた日を含めて14日以内(国外で出生があったときは、3カ月以内)に、本籍地、出生地または届け出人の所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)のいずれかの市区町村役場へ出生届を出してください。お子さんの名前は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲でつけてください。

必要なもの 出生届書、母子手帳

死亡したとき

死亡届

死亡した日(その事実を知った日)を含めて7日以内(国外にあったときは、その事実を知った日から3カ月以内)に本籍地、死亡地または届け出人の所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)のいずれかの市区町村役場に死亡届を出してください。

必要なもの 死亡届書

埋火葬許可証

死亡の届け出をすると埋火葬許可証が交付されます。

※火葬の手続き等については、市民課(☎43-7042)にお問い合わせください。

葬祭費

健康保険の被保険者や被扶養者が亡くなったときは、葬祭を行った人に葬祭費が支給されます。ご加入の健康保険(国民健康保険・後期高齢者医療保険)に加入されているかたは保険課、または比内・田代総合支所市民生活係)で支給申請手続きをしてください。

結婚するとき

婚姻届

夫になるかたと妻になるかた、いずれかの本籍地または所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)の市区町村役場へ婚姻届を出してください。

必要なもの

婚姻届(成年者である証人2人の署名済のもの)、国保の保険証(加入者のみ)、マイナンバーカード(お持ちのかた)、身分を証明するもの(顔写真付きのもの)を持参してください。

本籍を移すとき

問 市民課 戸籍係 ☎43-7041

転籍届

新・旧いずれかの本籍地または住所地の市区町村役場へ転籍届を出してください。夫婦それぞれの署名が必要です。

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等の郵送請求

市に本籍があり、遠方にお住まいのため窓口での申請ができないかたは、戸籍証明書等を郵送で申請することができます。郵送での請求方法については、市民課市民係(☎43-7042)にお問い合わせください。

戸籍の広域交付

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の広域交付

本市以外に本籍があるかたの戸籍謄本を市民課で交付できます。交付できる内容は窓口に来た本人および本人の直系尊属(父母・祖父母等)、直系卑属(子・孫等)が記載されている除籍・改製原を含む戸籍謄本のみです。戸籍抄本等は交付できません。身分を証明するもの(顔写真付きのもの)を持参してください。なお、代理のかたは請求できません。

住民登録

引っ越しするときの届け出

問 市民課 市民係 ☎43-7042

手続きの場所

市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは市民課のみ)

● 他市区町村から市内に引っ越しをされたかた(転入届)

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

必要なもの

● 転出証明書マイナンバーカードを利用して転出の届け出をされたかたを除き、前住所地市区町村で発行されます。

● 窓口で届け出するかたの本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をするときは、委任状が必要です。

● マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちのかた)

外国人のかたは、転出証明書と在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、パスポート)を持参してください。

※世帯主が外国人のかたの世帯へ転入されるときは、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。

注意すること

● 住み始める前に届け出することはできません。

● 正確な住所(○番地か○番○号まで)を確認して届け出をしてください。

● 義務教育のお子さんがある場合は、窓口で入学通知カードをお渡しますので、在学証明書(前の学校で発行)とあわせて転校先に提出してください。

● 新たに国民健康保険に加入されるかたは、窓口でお話してください。

● 市内で引っ越しをされたかた(転居届)

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

必要なもの

● 国民健康保険証 ● 後期高齢者医療の保険証

● 介護保険の保険証

● 福祉医療受給者証(いずれも加入者のみ)

● 窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をするときは、委任状が必要です。

● マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちのかた)

外国人のかたは、在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)を持参してください。

※世帯主が外国人のかたの世帯へ転居されるときは、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。

注意すること

● 住み始める前に届け出することはできません。

● 正確な住所(○番地か○番○号まで)を確認して届け出をしてください。

● 義務教育のお子さんがある場合で、学区が変更になるときは、窓口で入学通知カードをお渡ししますので、転校先に提出してください。

● 本市から他市区町村(または国外)へ引っ越しをされるかた(転出届)

引っ越し予定日のおおむね14日前から手続きできます。

マイナポータル(オンライン)での転出届

マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルで転出届を済ませることができます(原則として来庁不要です)。転出先の市区町村窓口で転入届等の手続きをしてください。

窓口での転出届

手続き後「転出証明書」を発行します(マイナンバーカードを利用した転出届を行う場合および国外へ引っ越しする場合を除く)。

マイナンバーカードをお持ちのかたは、カードを利用して日本国内への転出の届け出を行うことができます。

必要なもの

● 国民健康保険証 ● 後期高齢者医療の保険証

● 介護保険の保険証

● 福祉医療受給者証(いずれも加入者のみ)

● 窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書など)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をするときは、委任状が必要です。

● マイナンバーカード(お持ちのかた)

注意すること

● 転出先の住所を確認し届け出をしてください。

● 世帯主が転出する場合で、世帯員に国民健康保険加入者がいる場合は、保険証を持参してください。

郵送による転出届

既に新住所へ住んでいるなどの事情で、窓口へお越しになれない場合は郵送で転出届を行うことができます。



登録・証明

● 国外から市内に引っ越しをされたかた(転入届)

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

必要なもの

- パスポート(全員分)
- 戸籍謄本、戸籍の附票(外国人のかたは除く)
本籍地が大館市の場合は提出いただく必要はありません。
- 入国日が分かるもの
- 在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書(外国人のかたでお持ちのかた)。
※世帯主が外国人のかたの世帯へ転入されるときは、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。
- 窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)
※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

引っ越し以外の届け出

届け出の種類

- 世帯主変更届 世帯主が別の世帯員に変わったとき
- 世帯合併届 同じ住所で別々の世帯だったものを、一つにするとき
- 世帯分離届 一つの世帯を同じ住所で、二つの世帯に分けるとき

必要なもの

- 国民健康保険の加入者は保険証
- 窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・保険証・パスポート・在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書など)

手続きの場所

市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは市民課のみ)

住民票への旧姓併記

婚姻などにより氏が変わった場合に、旧氏を住民票に記載することで、旧氏を公証することができます。旧姓併記は市民課の窓口で申請が必要です。

● 旧氏の記載または変更を希望するとき

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちのかた)
- 旧氏の記載(変更)請求書
- 旧氏が確認できる戸籍謄本
※記載変更する旧氏が記載されている戸籍謄本から現在の戸籍謄本まで一連のものを用意してください。
※同一世帯員以外のかたが代理で申請するときは、委任状が必要です。

● 旧氏の削除を希望するとき

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちのかた)
- 旧氏の削除請求書
※同一世帯員以外のかたが代理で申請するときは、委任状が必要です。

外国人のかたの届け出

外国人のかたは、左記に加え次のときにも届け出が必要です。市民課で手続きをしてください。

● 中長期在留者などになったとき

必要なもの

- 在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)

● 世帯主である外国人のかたとの続き柄が変更になったとき

必要なもの

- 在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)
- 世帯主との続き柄を証する文書(外国語で作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文も添付)

● 住民票に通称を記載または削除を希望するとき

必要なもの

- 在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)
- マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちのかた)
- 通称記載(削除)申出書
- 当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されていることが必要であることを証するに足りる資料

印鑑

印鑑登録するには

印鑑登録の申請は、本市に居住し住民登録している15歳以上のかたができます。

登録できる印鑑

- 氏と名もしくはその一部の組み合わせ
- 印影の大きさが、直径6mm以上25mm以下
- 印影が鮮明で変形しないもの

※住民票の旧氏記載をしているかたは旧氏の印鑑を登録することもできます。

※ゴム印は登録できません。

● 本人が登録申請するとき

必要なもの

- 登録する印鑑(同じ世帯のかたが登録している印鑑と印影が違うもの)

次の方法により本人確認を行うことができる場合には、当日の登録ができます

(1) 本人確認書類(コピー不可)の提示があったとき
運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのものいずれか1点。

(2) 市で印鑑登録しているかたが、登録申請人が本人であることを保証したとき。

※保証人は印鑑登録証と登録している印鑑(実印)を持参してください。

(3) 市職員が登録申請人が本人であることを証明したとき。

(1)から(3)のいずれか1つの方法で本人確認を行うことができない場合は当日の登録はできませんが、次の方法により登録することができます。



登録・証明

照会書による本人確認

申請受付後、住所地(住民登録地)に送られる照会書と健康保険証などの身分証明書を併せてご持参ください。

● 代理人が登録申請するとき

代理人が登録申請するときは「本人が登録申請するとき」の「必要なもの」のほかに次のものがが必要です。なお、登録している印鑑や印鑑登録証をなくされた場合(盗難等を含む)には、代理人による手続きはできません。

必要なもの

- 代理人の印鑑
 - 本人自筆の代理権授与通知書(所定様式のもの。市民課、比内・田代総合支所、ホームページから取得できます)
 - 代理人の本人確認書類(コピー不可)
 - 登録する本人の意思確認
電話で登録の意思を確認します(申請受付時)。
本人の意思確認ができないときは印鑑登録ができません。
- 注 代理人を確認できる顔写真付きのものがないかたは代理人になることはできません。

● 成年被後見人のかたが申請するとき

来庁前に市民課市民係へお問い合わせください。

印鑑登録証明書の交付を受けるには

印鑑登録証明書が必要なときは、申請書に印鑑登録証を添えて市民課、比内・田代総合支所または各出張所等の窓口へ提出してください。また、窓口に来たかたの本人確認を行いますので次のものをお持ちください。

本人確認書類

- A. 運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、官公署が職員に対して発行した身分証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など顔写真付きのもの。
- B. 健康保険証、年金手帳など(官公署等発行のもの)。
- C. 学生証、社員証、診察券、税金・公共料金の領収書など。
- 上記Aの書類であれば1点で結構です。Aの書類をお持ちでない場合は、Bの書類を2点、またはBとCの書類を1点ずつお持ちください。

登録印鑑や印鑑登録証をなくしたとき

登録してある印鑑や印鑑登録証をなくしたとき(盗難・焼失等を含む)には「印鑑・印鑑登録証亡失届」を提出するか、印鑑証明書の「発行停止申請」を行ってください。

● 印鑑・印鑑登録証亡失届

届け出により印鑑登録を抹消します。本人のみが届け出をすることができます(代理人による届け出は不可)。再度、印鑑登録されるときの手続き方法は「印鑑登録の申請方法」をご覧ください。

再登録をすると、前の登録証は使えなくなります。

● 発行停止申請

印鑑登録は抹消せずに、証明書の発行のみを停止し、不正取得を防止します。

申請は窓口または電話による口頭申請も可能なほか、代理人による申請もできます。

ただし、発行停止を解除するときには、本人が申請する必要がありますので、市民課、比内・田代総合支所の窓口へ、印鑑登録証と身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの)を持参してください。

登録印鑑を変更するとき

問 市民課 市民係 ☎43-7042

印鑑を変更する場合は、既に登録してある印鑑を廃止手続きした後、新しい印鑑を新規に登録することになります。

登録してある印鑑、印鑑登録証、新しく登録する印鑑、顔写真付きの身分証明書等を持参し、市民課、比内・田代総合支所の窓口で手続きしてください。印鑑登録の手続き方法は「印鑑登録をするには」をご覧ください。

マイナンバーカードについて

問 市民課 マイナンバーカード担当 ☎43-7016

マイナンバーカードは顔写真付きの身分証明書として本人確認に使用できるほか、電子証明書機能を利用することでインターネットでの確定申告や、コンビニエンスストアでの住民票の取得なども可能です。

交付申請

● 交付申請書を持っている場合

次のいずれかの方法で申請してください。

スマートフォンで申請

- ① 顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- ③ 申請用サイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用サイトのURLが届いたら、顔写真を登録して必要事項を入力



登録・証明

パソコンで申請

- ①カメラで顔写真を撮影し、パソコンへ取り込む
- ②申請用サイトへアクセス
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)
- ③交付申請書に記載された23桁のIDを入力し、メールアドレスを登録
- ④申請者専用サイトのURLが届いたら、顔写真を登録して必要事項を入力

証明用写真機で申請

- ①申請に対応する証明用写真機のタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②写真撮影の料金を投入し、交付申請書の二次元コードをリーダーにかざす
- ③画面の案内に従い必要事項を入力し、写真を撮影

郵送で申請

交付申請書に顔写真(直近6カ月以内のもの)を貼り、必要事項を記入して郵送

※交付申請書をなくしたかたでも、郵送申請用の申請書を申請用サイトから印刷して申請できます

※送付用封筒が無い場合は、申請用サイトから印刷することができます

● 交付申請書を持っていない場合

市役所で再発行できますので、来庁もしくは電話で連絡をお願いします。なお、来庁する際は本人確認書類を持参してください。

● 市役所窓口での申請補助

市役所窓口で申請手続きの補助を受けることもできます(予約が必要です)。事前に予約してください。

交付

申請後、約2カ月で交付通知書(はがき)が届きます。はがき裏面を確認し必要書類を持参のうえ市役所でカードを受け取ります。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバーカードに関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお応えします。

●電話番号 **☎0120-95-0178**

●受付時間 平 日 午前9時30分～午後8時
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

●マイナンバー制度、マイナポータルに関すること
☎0120-0178-26

●「個人番号カード」に関すること
☎0120-0178-27

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
☎050-3818-1250

パスポート(旅券)

問 市民課 戸籍係 ☎43-7041

日本国籍があり本市に住民登録しているかた、または学生や単身赴任者等で本市に居住しているかたは、パスポートの申請・受領ができます。

申請

申請に必要な書類

次のものを全て原本でご用意ください。

①一般旅券発給申請書

※外務省のホームページでも印刷できます→

②戸籍謄本

③写真(条件が厳しいため窓口へご確認ください)

④本人確認書類(代理の場合は申請者と代理人のもの)

⑤前回取得したパスポート



受付時間と窓口

●受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
(土日祝日、年末年始を除く)

●窓 口 市民課戸籍係 パスポート窓口

申請についてのご注意

●更新、変更の場合

有効期間が残り1年未満になると、新しいパスポートを申請することができます。氏名・本籍に変更があったときも手続きが必要になります。

●代理で提出する場合

「所持人自署欄」「刑罰等関係」および裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄の申請者記入欄は、必ず申請者本人が記入してください。

●未成年者(18歳未満)または成年被後見人

裏面の「法定代理人署名」欄は親権者(父または母)、後見人本人が署名してください。

●有効な旅券を紛失した場合

届出を行うことで、旅券を失効させることができます。再度旅券を発行する場合は新規の申請となります。

●ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合

上記「申請に必要な書類」のほかに、その表記が外国で通じるものであることの資料が必要です。

●団体申請は予約が必要です。

受領

申請日を含めて9日目以降(土日祝日、年末年始を除く)に受け取り可能です。

●代理受領はできません。

●一般旅券受領証(引換証)、手数料(収入印紙と秋田県証紙)を持参ください。



登録・証明